

○財務省告示第二百九十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、

平成二十五年八月二十六日に発行した利付国債の

発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年九月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百一

回、第三百二回、第三百四回、

第三百八回、第三百九回、第三

百十回、第三百二十一回、第三

百二十二回、第三百二十三回、

第三百二十六回及び第三百二十

七回）及び利付国庫債券（二十

年）（第五十一回、第五十五回、

第五十七回、第六十六回、第七

十三回、第七十六回、第七十八

回、第九十六回、第一百一回、第

百五回及び第六回）

特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

条第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号。

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

利回り格差（第十七号に規定す

る利回りに応募した者が加算す

る数値をいう。次号において同

じ。）を競争に付して行われる入

二 発行の根拠

法律及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

四 発行方法

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

の条項及びそ

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第二十回）	○・九%	平成三年三月二十四日	五十億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第二十回）	一・〇%	平成三年三月二十四日	九十六億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第十回）	一・〇%	平成九年三月二十二日	五十億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第九回）	一・一%	平成六年三月二十二日	二百八十億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第八回）	一・三%	平成六年三月二十二日	千五百八十億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第四回）	一・三%	平成九年三月二十一日	十六億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第二回）	一・四%	平成六年三月二十一日	七十六億円
（利付） （第十三年） （付） （庫） （債） （券） （第一回）	一・五%	平成六年三月二十一日	八億円

（別表）

十八 元利金支 利回りの単利回りとする。
十九 払場所 日本銀行
入札参加 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成二十五年八月二十六日

（（利 第二付 九十国 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 回）券	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 回）券	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 五十国 十年庫 七）債 回）券	（（利 第二付 五十国 十年庫 五）債 回）券	（（利 第二付 五十国 十年庫 一）債 回）券	（（利 第十回 三年庫 百）債 二十）券	（（利 第十回 三年庫 百）債 二十）券	（（利 第十回 三年庫 百）債 二十）券
二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 七 %	〇 ・ 九 %
日年平 六成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二三 月十 二十六	十年平 日十成 二三 月十 二十五	日年平 六成 月三 二十四	一年平 日三成 月三 二十四	一年平 日六成 月三 二十三	十年平 日十成 二三 月十 二十四	十年平 日十成 二三 月十 二十四	日年平 六成 月三 二十四
五 億 円	六 十 二 億 円	三 百 二 億 円	三 十 八 億 円	億二 百七 十八	三 十 八 億 円	十 億 円	六 億 円	四 十 四 億 円	八 十 七 億 円	四 億 円

（利付 第二 百十 六年 回） 国庫 債券	（利付 第二 百十 五年 回） 国庫 債券	（利付 第二 百十 一年 回） 国庫 債券
二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %
九平 月成 二四 十日 年	九平 月成 二四 十日 年	三平 月成 二四 十日 年
七 十 八 億 円	五 億 円	三 百 億 円